

## 会議の要点録（令和3年12月14日）

議会改革推進検討会に関する申合せ事項（案）について、事務局から説明があり、全会一致により、事務局（案）のとおり決定された。

### 1. 議会基本条例について

- ・ 前回の会議で、策定に向けての検討の進め方については、前の期の本検討会での議論をベースに、議論を進めることとなり、まず今回は、ペンディングとなっていない部分について、コンクリートしていくこととなった。

「市長等と議会及び議員の関係」（反問権）：原文どおりとする

本会議及び委員会において、議員の質問に対し答弁をする市長等は、議長又は委員長の許可を得て、趣旨を確認する目的で反問することができる。

「議会図書室の設置、公開」：原文どおりとする

議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

「議会事務局の体制整備」：原文どおりとする

議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法務機能の充実に努めるものとする。

「議員研修の充実強化」：原文どおりとする

議会は、議員の政策形成能力および資質の向上を図るため、広く各分野の専門家等を招き、議員研修会を年1回以上開催するものとする。

「議員の政治倫理」：次回に再検討する

堺市、貝塚市の政治倫理条例について次回に資料として配布することとなった。

「最高規範性」：原文どおりとする

この条例は、議会における基本的な事項を定める最高規範である。

「見直し手続き」：原文どおりとする

議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案するとともに、議会運営に係る評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

## 2. その他

- ・次回については、1月21日（金）議員連絡会終了後から開催することとなった。